

平成十八年四月七日受領
答弁第一九四号

内閣衆質一六四第一九四号

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。）において、「民族」の定義についての規定はない。アイヌの人々については、独自の言語及び宗教を有し、文化の独自性を保持していること等から、規約第二十七条にいう「少数民族」に該当すると考えられる。